

補助制度のご案内

(新型コロナウイルス感染症対応資金(国庫補助制度分)の条件変更により追加で発生する信用保証料の補助制度)

島根県商工労働部中小企業課

平素から島根県の商工労働行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

本県では、新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受けている県内事業者の資金繰りの安定を図るため、条件変更によって追加で発生する保証料の補助制度を設けていますので、ご案内します。

～制度の概要～

「島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金(国庫補助制度)」を借入当初から据置期間4年以内、融資期間13年以内の範囲内で期間延長する条件変更をしたとき、事業者が島根県信用保証協会へ追加で支払った信用保証料について、県が補助します。

1. 提出書類(以下の4つの書類を郵送等により提出してください。)

(チェック欄)

- ①「島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補助金実績報告書兼交付申請書」(様式第1号の2)(同封)
- ②「信用保証料受入証明書」(同封)の写し
- ③「振込口座登録届出書」(同封)
- ④振込口座を確認できる書類(通帳の写し等)

※①実績報告書兼交付申請書と③振込口座登録申請書は、同封の記載例を参考にご記入ください。

2. 提出先 〒690-8501 松江市殿町1番地
島根県商工労働部 中小企業課金融グループ 黒瀬、佐次 宛て
(お問い合わせ電話番号0852-22-5882)

3. 申請期限 令和6年1月31日(必着)